

## 蒲郡市建設工事総合評価落札方式入札試行要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、蒲郡市が発注する建設工事のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第6号以下「政令」という。）第167条の10の2（第167条の13において準用する場合を含む）に規定する価格と価格以外の要素を総合的に評価して最も有利な者を落札者として決定する方法（以下「総合評価落札方式」という。）による競争入札（以下「総合評価競争入札」という。）を試行するにあたり、必要な事項を定める。

### (対象工事)

第2条 総合評価落札方式の試行対象工事は、一般競争入札に該当する工事の中から蒲郡市資格審査会（以下「審査会」という。）が決定する。

### (総合評価によることの適否)

第3条 総合評価競争入札を行おうとするときは、あらかじめ、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の4第1項各号に掲げる事項に間し、2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

2 前項の学識経験を有する者の意見聴取は、愛知県建設部総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）で行うものとする。

### (入札参加資格等の公告・掲示・通知)

第4条 総合評価落札方式による一般競争入札を実施しようとするときは、政令第167条の6に基づき公告しなければならない事項のほか、次の事項について公告する。

(1) 総合評価落札方式による一般競争を行う旨

(2) 当該総合評価落札方式による一般競争入札に係る落札者決定基準

2 総合評価落札方式による入札を実施しようとするときの入札参加資格には、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第11条に規定する競争参加者の技術的能力の審査が適正に行われるように、当該入札に参加しようとする者について工事の経験、施工実績の評価、当該工事に配置が予定される技術者の工事経験その他の技術的能力（以下「技術的能力」という。）に関する要件が含まれていなければならない。

(落札者決定基準)

第5条 総合評価落札方式を行う場合には、当該入札に係る申込みの価格とその他の条件が蒲郡市にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めるものとする。

- 2 落札者決定基準を定めようとするときは、当該落札者決定基準を定めるにあたって留意すべき事項について、学識経験者の意見を聴くものとする。
- 3 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法及びその他の基準を定めるものとする。
- 4 落札者決定基準は、審査会において決定するものとする。

(評価基準)

第6条 一般競争入札における評価基準は、当該工事の目的・内容に応じ、工事実施上の必要性等の観点から評価項目を設定する。

- 2 得点配分は、技術的能力の要件を満たしている場合に標準点（100点）を与え、さらに技術能力等の審査、評価により加算し、その合計点を評価点とする。各評価項目についての得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定めるものとする。

(評価の方法)

第7条 総合評価は、評価点を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

評価点＝標準点（100点）＋加算点

評価値＝評価点／入札価格

(技術提案等の審査)

第8条 技術提案等の審査は担当課にて行う。

- 2 担当課は、審査した技術提案等に評価を付して審査会へ提出し、審査会において評価結果を決定するものとする。

(技術的能力の審査結果の通知)

第9条 市長は、入札参加資格の要件を満たしている者についてのみ、入札参加資格確認通知をすることにより、技術的能力の審査結果の通知を行うものとする。

- 2 技術的能力の審査の結果、入札に参加させることが適当でないと認められるときは、市長は、その理由を記載した書面により、入札に参加しようとする者に通知するものとする。

(技術的能力の審査結果に対する説明等)

第10条 前条第2項の規定により、入札に参加することを認められない旨の通知を受けた者は、市長等が当該通知を行った日の翌日から起算して5日（蒲郡市の休日を含めない。）以内に説明を求めることができるものとする。この場合においては、書面（様式自由）を持参することにより行うものとし郵送及び電送によるものは受け付けない。

2 市長等は、前項の規定に基づき説明を求められた場合は、当該書面の提出期限の翌日から起算して5日（休日を含めない。）以内に書面により回答するものとする。

(落札者決定の方法)

第11条 次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者と決定する。ただし、第5条第2項に規定する学識経験者の意見聴取において、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

(2) 技術的要点をすべて満たしていること。

(3) 評価点が、標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という）を下回っていないこと。

2 落札者となるべき者の当該入札による価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、前項にかかわらず、その者を落札者とせず、入札をした他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とするすることができる。

(落札者の公表等)

第12条 前条により落札者を決定したときは、当該入札に参加した者にその旨通知するとともに評価値等の評価結果を併せて通知するものとする。

2 落札者及び評価値等の評価結果については、これを公表する。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年9月1日から施行する。